

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案」について

(諮問第1197号)

<目 次>

- 1 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案の概要
- 2 省令案の概要に関する参考資料
- 3 新旧対照表
 - ・ 電気通信事業法施行規則
 - ・ 電気通信事業会計規則
 - ・ 第一種指定電気通信設備接続会計規則

(今回の諮問に係る事項を含まない省令)

【上記の省令の改正による表番号の変更に伴う改正等】

 - ・ 東日本電信電話株式会社が西日本電信電話株式会社に交付することができる金銭の額の範囲を定める省令
 - ・ 接続料規則
 - ・ 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案の概要

I 背景

総務省は、IP化の進展等による市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場において一層の競争促進を図り、利用者利益の保護を図るため、2010年代初頭までに実施すべき施策について、「新競争促進プログラム2010」（平成18年9月策定、平成19年10月改定）を策定した。

当該プログラムにおいては、①ネットワーク構造や市場構造が変化する中、環境変化に対応した会計制度の在り方について検討の場を設け、平成19年夏を目途に結論を出し、所要の制度整備を行うこと、②移動通信市場における競争促進等を通じた利用者利益の確保・向上を図る観点から、ビジネスモデルの多様化の方向性等について検証するとともに、販売奨励金の在り方を含む携帯端末市場のビジネスモデルの在り方等についても併せて検討を行う場を設け、平成19年夏を目途に結論を得ることとしており、以下の研究会を開催し、これらの事項について検討を行った。

（1）電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会

平成18年11月から、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」（以下「会計研究会」という。）を開催した。当該研究会報告書（平成19年10月）において、①第一種指定電気通信設備接続会計（以下「接続会計」という。）における設備区分の見直し、②電気通信事業会計（以下「事業会計」という。）における役務区分の見直し、③接続会計及び事業会計における費用配賦プロセスの透明化、④基礎的電気通信役務収支表の活用による効率化効果の把握等について所要の措置が講じられることが適当との考え方が示された。

（2）モバイルビジネス研究会

平成19年1月から、「モバイルビジネス研究会」を開催した。当該研究会報告書（平成19年9月）において、販売奨励金について通信に係る部分と端末に係る部分を明確に区分し、コスト構造の透明性を図るため、電気通信事業会計について所要の見直しを行うことが適当との考え方が示された。

本件は、以上を踏まえ行う以下の省令を改正する省令案について、情報通信審議会に対し諮問を行うものである。

- ・ 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）
- ・ 電気通信事業会計規則（昭和 60 年郵政省令第 26 号。以下「会計規則」という。）
- ・ 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成 9 年郵政省令第 91 号。以下「接続会計規則」という。）
- ・ 東日本電信電話株式会社が西日本電信電話株式会社に交付することができる金銭の額の範囲を定める省令（平成 11 年郵政省令第 73 号）
- ・ 接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）
- ・ 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）

Ⅱ 概要

（１）施行規則、会計規則及び接続会計規則の一部改正

① 接続会計における設備区分の見直し

接続会計と網使用料算定根拠の間の設備区分の乖離を解消するとともに、網機能との関係が不明確となっている設備区分を整理するほか、接続料算定に有意に機能していない設備区分の廃止・統合を行うことにより、接続会計の原価算定機能を高めることに資する。

【接続会計規則 別表第一及び別表第二関係】

【参考】会計研究会報告書 p. 12～17
 第 2 章 接続会計の設備区分の在り方

2. 網使用料算定根拠の設備区分との一致
 接続会計と網使用料算定根拠の間の設備区分の乖離は、これを解消する方向で見直すことが適当である。
3. 網機能による設備区分の整理
 接続会計の原価算定機能を高める観点からは、設備区分と網機能との関係が明確であることが必要である。このため、これまでのように設備区分と網機能との関係をすべて網使用料算定根拠による開示に委ねるのは適当ではなく、設備区分との関係が不明確となっている網機能については、その明確化を図る観点から、接続会計において当該網機能に係る設備区分を整理することが適当である。
4. 設備区分の廃止・統合

上記 2～4 に基づく設備区分の見直しは、07 年度中に関係省令を改正し、08 年 4 月に開始する会計年度から、見直し後の設備区分により接続会計を整理することが適当である。なお、設備区分の廃止・統合に関して、NTT 東西が主張する設備区分以外にも廃止・統合すべき区分があれば、上記考え方に基づき、廃止・統合することが適当である。

② 事業会計における役務区分の見直し

指定電気通信役務損益明細表において、特定電気通信役務に係る役務区分を「基本料」、「市内・市外通信」、「公衆電話」、「その他」の区分に簡素化し、専用役務に係る役務区分を一の区分に統合するとともに、特定電気通信役務以外の指定電気通信役務に係る役務区分を「F T T H アクセスサービス」と「その他」の区分に分割することにより、市場間の不当な内部相互補助を牽制・抑止し、指定電気通信役務の料金の適正な算定に資する。

【会計規則 別表第二様式第 14 関係】

【参考】 会計研究会報告書 p. 22～25

第 3 章 電気通信事業会計の役務区分等の在り方

2. 特定電気通信役務に係る役務区分等の在り方

(1) 特定電気通信役務に係る役務区分

音声伝送役務に係る役務区分は、「基本料」、「中継電話（仮称）」（「市内通信」と「市外通信」を統合）、「公衆電話」、「その他」といった区分に簡素化することが適当である。

専用役務に係る役務区分は一の区分に統合することが適当である。

(2) 特定電気通信役務以外の指定電気通信役務に係る役務区分

「特定役務以外の指定役務」に係る役務区分に、新たに B フレッツに係る区分を設け、例えば「F T T H」と「その他」の二つに区分するといった見直しを行うことが適当である。

上記(1)・(2)に基づく役務区分の見直しは、07 年度中に関係省令を改正し、(1)については、08 年 4 月に開始する会計年度から、(2)については、09 年 4 月に開始する会計年度から、見直し後の役務区分により指定電気通信役務損益明細表を整理することが必要である。

③ 接続会計整理手順書の位置付けの明確化

会計規則に基づき整理された費用と資産を管理部門と利用部門それぞれの設備区分に整理する際の手順を記載した接続会計整理手順書については、接続会計規則において必ずしも作成・公表を義務付ける明確な根拠となる規定がないため、明文の規定を設ける。

【接続会計規則 第 6 条及び第 10 条関係】

【参考】 会計研究会報告書 p. 34

第 4 章 費用配賦の在り方

1. 配賦プロセスの透明化

(1) 接続会計

3) 接続会計処理手順書の位置付けの明確化

接続会計処理手順書は、接続会計作成に際しての詳細な費用・資産区分、配賦基準や配賦プロセスを示すものであり、接続会計の作成プロセスの透明化を図る上で重要な役割を有する書類である。さらに、上記 2) の見直しにより、接続会計処理手順書の重要性は一層高まることから、その作成・開示の根拠をより明確化することが必要である。

④ 指定電気通信役務損益配賦方法書等における費用配賦プロセスの透明化

指定電気通信役務損益明細表等の費用配賦プロセスに関する記述をその配賦方法書に追加することを明確化し、配賦プロセスの透明化を図る。

【会計規則 附則第3項関係】

【参考】 会計研究会報告書 p. 34
第4章 費用配賦の在り方

1. 配賦プロセスの透明化

(2) 指定電気通信役務損益明細表

1) 配賦プロセスの作成・開示の現状と問題点

指定電気通信役務損益明細表は、利用者料金の適正な算定に資する観点からその作成が義務付けられているものであり、競争事業者からもその配賦プロセスの透明化が求められていることから、接続会計処理手順書と同様に、指定電気通信役務損益配賦方法書に配賦プロセスに関する記述を追加することが必要である。

⑤ 基礎的電気通信役務収支表の活用による効率化効果の把握

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、平成19年度から、ユニバーサルサービスに係る交付金の交付を受けているところであるが、設備利用部門の費用の約7%の経営効率化について、情報通信審議会の答申を受けて、当該効率化の実績の報告を求められている。このため、基礎的電気通信役務収支表の営業費用について、設備管理部門と設備利用部門とに区分し、設備利用部門単体の営業費用の把握を可能とすることにより、当該経営効率化の実績の検証に資する。

【施行規則 様式第38の2関係】

【参考】 会計研究会報告書 p. 54

第7章 会計制度の検証可能性の向上

3. 基礎的電気通信役務収支表の活用による効率化効果の検証

07年度中に関係省令を改正し、基礎的電気通信役務収支表の営業費用について、管理部門と利用部門に区分し、利用部門単体の営業費用を把握できるようにすることが必要である。

(2) 会計規則の一部改正(販売奨励金の取扱いに係るもの)

① 事業会計における販売奨励金の取扱いの明確化

損益計算書において、電気通信事業者が、端末設備を購入した電気通信役務の利用者又は電気通信役務の販売代理店等に対して支払う費用のうち、電気通信事業営業損益の営業費用に該当するものは、その支払いの発生する原因が電気通信事業に該当するものに限ることを明確化する

ことにより、当該費用を通信に係る部分と端末に係る部分に明確に区分し、コスト構造の透明性の向上を図る。

【会計規則 別表第二様式第2関係】

【参考】モバイルビジネス研究会報告書 p.24
第2章 モバイルビジネスにおける販売モデルの在り方
4. 販売奨励金及びSIMロックの在り方の見直し
(2) 接続料原価等の適正性の確保
1) 電気通信事業会計の見直し
販売奨励金について、通信レイヤー（通信販売奨励金）と端末レイヤー（端末販売奨励金）を明確に区分し、コスト構造の透明性の向上を図ることが適当であり、電気通信事業会計について所要の見直しを行うことが適当である。
具体的には、販売奨励金について、端末販売奨励金と通信販売奨励金に峻別し、前者については、附帯事業収支の費用に計上することとするのが望ましい。

(3) その他の規定整備

そのほか、接続会計規則で規定される様式の整備及び上記の改正に伴い必要となる所要の規定の整備等を行う。

省令案の概要に関する参考資料

電気通信事業における会計制度に係る法的枠組み

電気通信事業法

省令

(会計の整理)

第二十四条 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務に関する料金の適正な算定に資するため、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理しなければならない。

電気通信事業会計規則

【目的】

- 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者及び指定電気通信役務を提供する電気通信事業者の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにし、もって基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務に関する料金の適正な算定に資すること
- 禁止行為等規定適用事業者の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにすること

第二種指定電気通信設備を設置する事業者であって、収益ベースのシェアが25%を超える場合に、適正な競争関係を確保するために必要があると認めて総務大臣が指定した者

(禁止行為等)

第三十条 略

5 第一項の規定により指定された電気通信事業者及び第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理し、電気通信役務に関する収支の状況その他その会計に関し総務省令で定める事項を公表しなければならない。

法第30条第5項に規定する「第1項の規定により指定された電気通信事業者及び…第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者」

電気通信事業会計

(第一種指定電気通信設備との接続)

第三十三条 略

13 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第一種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

第一種指定電気通信設備接続会計規則

【目的】

- 第一種指定電気通信設備との接続に関する会計の整理の方法を定めるとともに、当該接続に関する収支の状況等を明らかにし、もって接続料の適正な算定に資すること

接続会計

電気通信事業会計と接続会計

- 電気通信事業分野の会計制度は、電気通信事業会計と接続会計に大別される。
- 電気通信事業会計の損益計算書上の損益については、同会計における指定電気通信役務損益明細表や基礎的電気通信役務損益明細表等において、役務区分別に整理・計上される。
- また、電気通信事業会計の損益計算書上の費用と貸借対照表上の資産は、接続会計において、設備区分別に整理・計上される。

【電気通信事業会計】 (損益計算書)

経常損益	営業損益	電気通信事業損益
		収益
		(何) 収入
		費用
		営業費
		運用費
		施設保全費
		共通費
		管理費
		試験研究費
減価償却費		
固定資産除却費		
通信設備使用料		
租税公課		
	(何) 業損益	
	営業外損益	
	特別損益	

役務区分別

(指定電気通信役務損益明細表)

基本料	市内通話	市外通話	公衆電話	一般専用	高速デジタル伝送
-----	------	------	------	------	----------	----	----	----

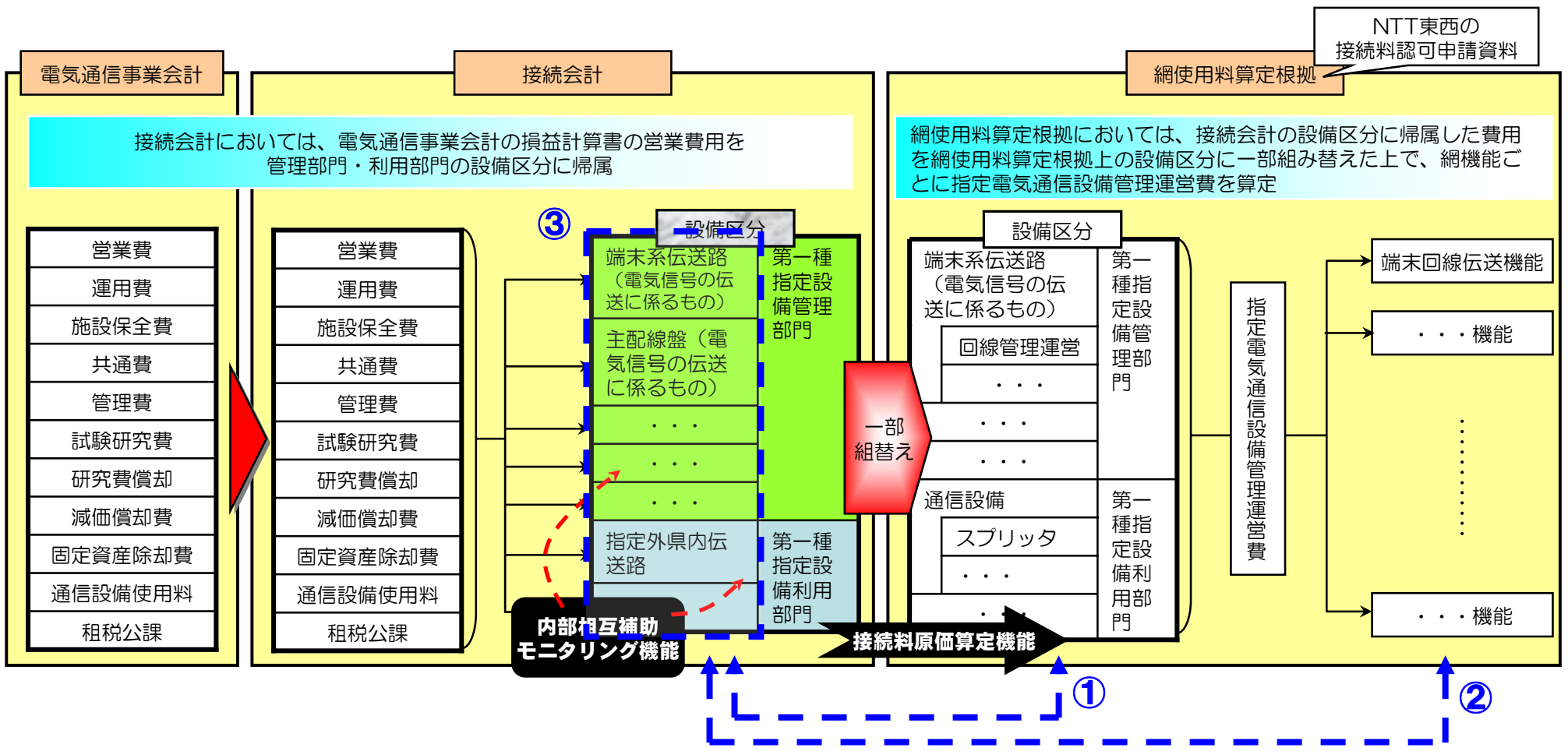
設備区分別

【接続会計】

端末伝送路	主配線盤	端末交換設備	中継交換設備	信号網設備	番号案内DB			
管理部門								<table border="1"> <tr> <td>県間伝送路</td> <td>サービス活動</td> <td>..</td> </tr> </table>	県間伝送路	サービス活動	..
県間伝送路	サービス活動	..									
								利用部門			

接続会計における設備区分の見直しについて①

接続会計の設備区分について、接続会計と網使用料算定根拠の間の設備区分の乖離を解消(①)するとともに、網機能との関係が不明確となっている設備区分を整理(②)するほか、接続料算定に有意に機能していない設備区分の廃止・統合(③)を行うことにより、接続会計の原価算定機能を高めることに資する。



接続会計における設備区分の見直しについて②

現行接続会計における設備区分

端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)
主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)
主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
(何) 公衆電話設備
主配線盤～端末系交換設備伝送路
端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)
端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)
端末系交換設備間伝送路
群タンデム交換設備～端末系交換設備伝送路
群タンデム交換設備
端末系交換設備～中継系交換設備伝送路
端末系交換設備～中継系交換設備伝送路(斜回線)
中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に係るもの)
中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に係るもの)
中継系交換設備～相互接続点伝送路(分離型閉門交換機)
信号網設備
呼関連データベース
番号案内データベース
PHS接続装置
総合デジタル網加入者モジュール
専用加入者線装置モジュール
主配線盤～専用加入者線装置モジュール伝送路
専用線ノード装置
専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路
専用線ノード装置～相互接続点伝送路
(何) 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路

指定外県内伝送路
県間伝送路
機械設備
端末設備
(何) 付加機能使用料、雑収入等控除項目
サービス活動

網使用料算定根拠上の設備区分等

【網使用料算定根拠で用いられる設備区分】

端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)
回線管理運営
上記以外
端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)
主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
公衆電話設備
デジタル公衆電話設備
端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)
加入者交換機接続用伝送装置利用機能(DSM-I)
加入者交換機接続用伝送装置利用機能(TCM)
端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)
端末系交換設備間伝送路
群タンデム交換設備
端末系交換設備～中継系交換設備伝送路(音声)
端末系交換設備～中継系交換設備伝送路(データ)
中継系交換設備(音声)
中継系交換設備(データ)
信号網設備
呼関連データベース
番号案内データベース
番号案内設備
手動交換設備
PHS接続装置
総合デジタル網加入者モジュール
インタフェース加入者モジュール折返し機能
専用加入者線装置モジュール
専用線ノード装置
専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路
専用線ノード装置～相互接続点伝送路
専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路

通信設備
スプリッタ(DSL)
上記以外
端末設備及び付加機能使用料、雑収入等控除項目
サービス活動
回線管理運営

【現行接続料規則における機能】

端末回線伝送機能
端末回線伝送機能
端末回線伝送機能
端末回線伝送機能、公衆電話機能
折返し通信路設定機能、加入者交換機接続伝送専用機能(※1)、光信号中継伝送機能(※1)
折返し通信路設定機能、光信号中継伝送機能、ルーティング伝送機能
光信号中継伝送機能
光信号中継伝送機能、ルーティング伝送機能
光信号中継伝送機能
ルーティング伝送機能
光信号中継伝送機能
呼関連データベース機能
光信号中継伝送機能、番号案内機能、手動交換機能
-
折返し通信路設定機能
端末回線伝送機能、通信路設定伝送機能、光信号電気信号変換機能(※2)
通信路設定伝送機能
通信路設定伝送機能
光信号中継伝送機能、通信路設定伝送機能
光信号中継伝送機能、通信路設定伝送機能

※1 端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)のみに対応する機能

※2 主配線盤～専用加入者線装置モジュール伝送路のみに対応する機能

第一種指定設備管理部門

第一種指定設備利用部門

接続会計における設備区分の見直しについて③

現行

改正案

【現行接続料規則における機能】

端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)
端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)
主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
主配線盤～端末系交換設備伝送路
端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)
端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)
端末系交換設備間伝送路
群タンデム交換設備～端末系交換設備伝送路
群タンデム交換設備
端末系交換設備～中継系交換設備伝送路
端末系交換設備～中継系交換設備伝送路(斜回線)
中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に係るもの)
中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に係るもの)
中継系交換設備～相互接続点伝送路(分離型閉門交換機)
信号網設備
呼関連データベース
番号案内データベース
PHS接続装置
総合デジタル網加入者モジュール
専用加入者線装置モジュール
専用線ノード装置
主配線盤～専用加入者線装置モジュール伝送路
専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路
専用線ノード装置～相互接続点伝送路
(何) 公衆電話設備
(何) 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路

端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)	端末回線伝送機能
主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	端末回線伝送機能
端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)	端末回線伝送機能
主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	端末回線伝送機能
公衆電話設備	公衆電話機能
端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	(光信号中継伝送機能。以下※)
うち加入者交換機接続伝送専用機能に係るもの	加入者交換機接続伝送専用機能
端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	
うちルーティング伝送機能に係るもの	ルーティング伝送機能
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	※
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	※
うちルーティング伝送機能に係るもの	ルーティング伝送機能
中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	
中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	
うちルーティング伝送機能に係るもの	ルーティング伝送機能
信号網設備	※
番号案内データベース及び番号案内設備	番号案内機能 ※
手動交換設備	手動交換機能 ※
折返し通信路設定機能に係る設備	折返し通信路設定機能 ※
専用加入者線装置モジュール	通信路設定伝送機能
うち光信号電気信号変換機能に係るもの	光信号電気信号変換機能
専用線ノード装置	通信路設定伝送機能
専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	通信路設定伝送機能 ※
専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	通信路設定伝送機能 ※
呼関連データベース	呼関連データベース機能
(何)	
光信号中継伝送機能に係る設備	光信号中継伝送機能

第一種指定設備管理部門

設備利用部門

(集約)

(集約)

(統合)

(細分化)

(集約)

(統合)

(統合)

(統合)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

事業会計における役務区分の見直しについて

指定電気通信役務損益明細表において、特定電気通信役務に係る役務区分を「基本料」、「市内・市外通信」、「公衆電話」、「その他」の区分に簡素化し、専用役務に係る役務区分を一の区分に統合するとともに、特定電気通信役務以外の指定電気通信役務に係る役務区分を「FTTHアクセスサービス」と「その他」の区分に分割することにより、市場間の不当な内部相互補助を牽制・抑止し、指定電気通信役務の料金の適正な算定に資する。

現在の役務区分				
役務の種類				
指定電気通信役務	特定電気通信役務	音声伝送役務	基本料	
			市内通信	
			市外通信	
			公衆電話	
			その他	
	小計			
	専用役務	一般専用	市内専用	
			市外専用	
		小計		
		高速デジタル伝送	市内専用	
市外専用				
小計				
その他				
小計				
特定電気通信役務以外の指定電気通信役務				
小計				
指定電気通信役務以外の電気通信役務				
合計				

市内通信・市外通信を統合

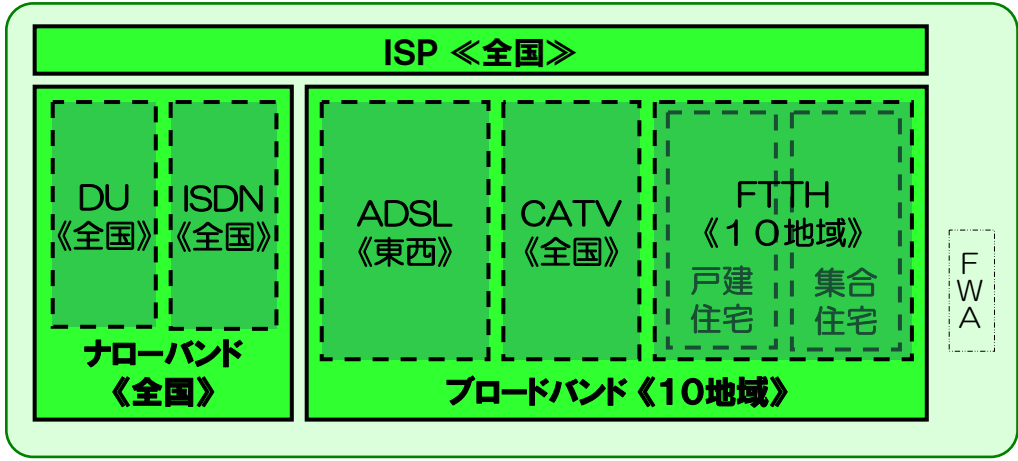
専用役務に係る役務区分を一の区分に統合

特定電気通信役務以外の指定電気通信役務に係る役務区分を「FTTHアクセスサービス」と「その他」の区分に分割

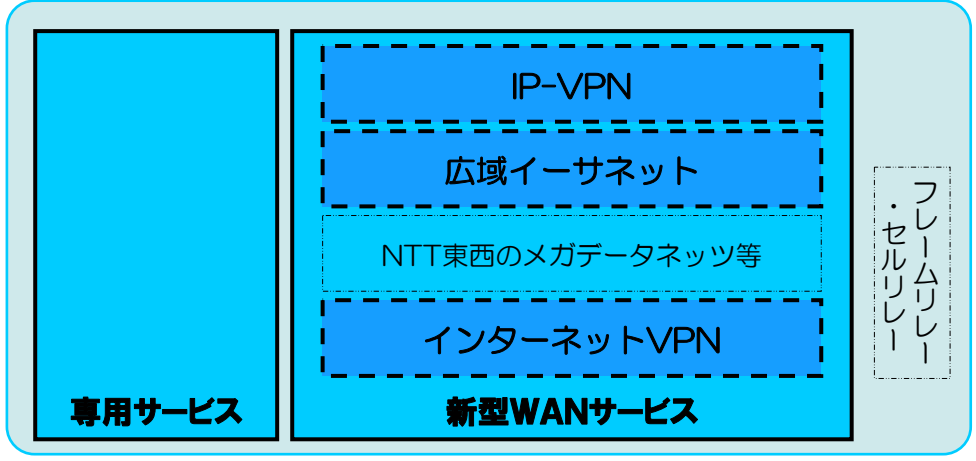
見直し後の役務区分			
役務の種類			
指定電気通信役務	音声伝送役務	基本料	
		市内・市外通信	
		公衆電話	
		その他	
		小計	
	特定電気通信役務		
	専用役務		
	特定電気通信役務以外の指定電気通信役務		
	FTTHアクセスサービス		
	その他		
小計			
指定電気通信役務以外の電気通信役務			
合計			

電気通信事業分野における市場画定2006

インターネット接続領域

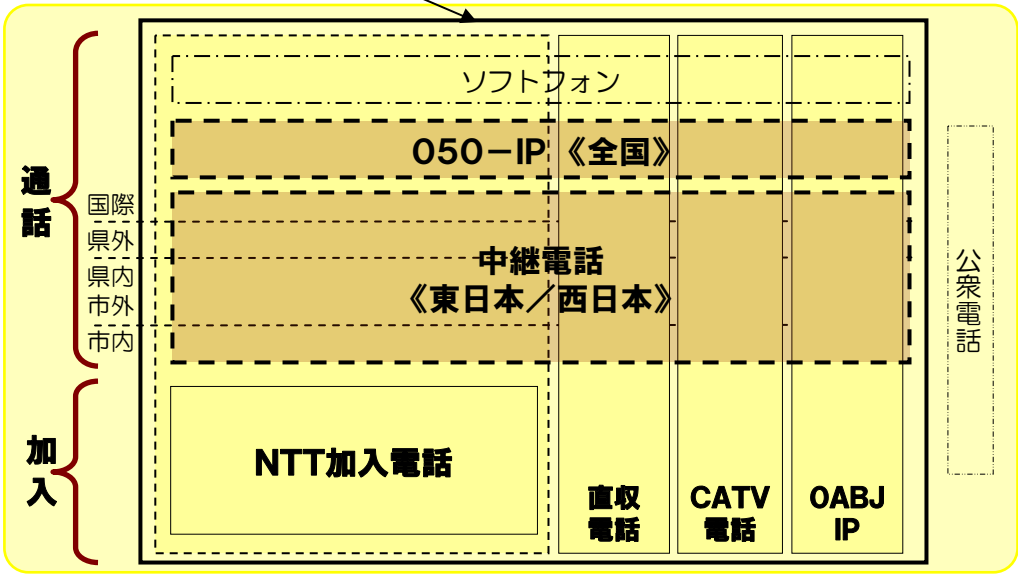


法人向けネットワークサービス領域

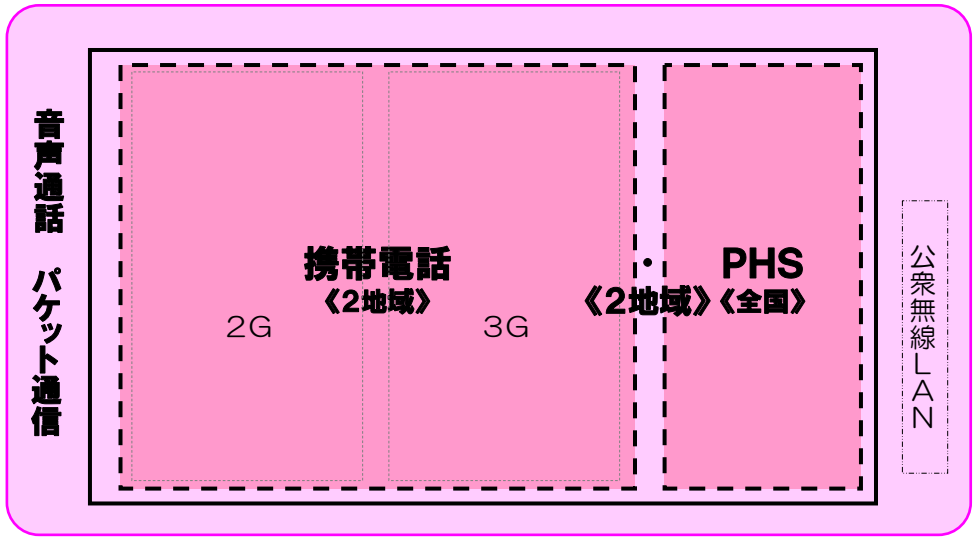


固定電話領域

固定電話市場の範囲 = NTT加入電話+直収電話+CATV電話+OABJ IP電話
 《東日本/西日本 10地域》



移動体通信領域



凡例： 画定市場 部分市場 《地理的市場》

出典：電気通信事業分野における市場画定2006（07年4月）

指定電気通信役務損益明細表と各区分に対応するサービス

指定電気通信役務損益明細表

該当するサービス

音声伝送役務

専用役務

データ伝送役務

指定電気通信役務	特定電気通信役務	音声伝送役務	基本料	加入電話（加入者回線）	ISDN（加入者回線）	
			市内通信	加入電話（市内通信）	ISDN（市内通信）	
			市外通信	加入電話（県内市外通信）	ISDN（県内市外通信）	
			公衆電話	公衆電話		
			その他	固定発IP電話着信通信	固定発携帯電話着信通信	番号案内
	専用役務	一般専用	市内専用	一般専用サービス		
			市外専用			
		高速デジタル伝送	市内専用	高速デジタル伝送サービス		
			市外専用			
	その他	ATM専用サービス	IPルーティング網接続専用サービス	DSL等接続専用サービス		
特定電気通信役務以外の指定電気通信役務			Bフレッツ（光ファイバ）	フレッツISDN	オフトーク通信サービス	
指定電気通信役務以外の電気通信役務	ひかり電話	加入電話付加機能				
		支店代行電話、内部通話用電話、有線放送電話接続電話、共同電話				
	無線専用サービス		映像伝送サービス			
	フレッツADSL	Bフレッツ（FWA）、フレッツオンデマンド、フレッツオフィス、Mフレッツ、フレッツコネク、フレッツグループアクセス				
	メガデータネット	スーパーワイドLAN	信号監視通信サービス	映像データ通信網サービス		

配賦プロセスの透明化について

- 会計規則に基づき整理された費用と資産を管理部門と利用部門それぞれの設備区分に整理する際の手順を記載した 接続会計整理手順書については、接続会計規則において必ずしも作成・公表を義務付ける明確な根拠となる規定がないため、明文の規定を設ける。
- 指定電気通信役務損益明細表等の 費用配賦プロセスに関する記述をその配賦方法書に追加することを明確化し、配賦プロセスの透明化を図る。

	接続会計規則	電気通信事業会計規則(指定電気通信役務損益明細表等)
配賦基準 (原則)	第一種指定電気通信設備接続会計規則で規定	電気通信事業会計規則で規定
(詳細)	<p style="text-align: center;">会計処理手順書 【総務省に提出・公表】</p> <p style="text-align: right;">(現状)</p>	<p style="text-align: center;">指定電気通信役務損益配賦方法書等 【総務省に提出・非公表※】</p> <p style="text-align: right;">(現状)</p>
配賦手順	<p style="text-align: center;">↓</p>	<p style="text-align: center;">↓</p>
配賦フロー	<p style="text-align: center;">接続会計整理手順書 【総務省に提出・公表】</p>	<p style="text-align: center;">指定電気通信役務損益配賦方法書等 【総務省に提出・非公表※】</p>

作成・公表の根拠を明確化

配賦手順に関する記述を追加

※基本料費用については、NTT東西において、「加入電話及びISDN等の基本料費用の算定について」により費用の内容と費用の主な把握方法を公表。

接続会計「配賦フロー」の作成イメージ（施設保全費・試験受付の例）

接続会計処理手順書の記載

- <費用の活動への帰属>
試験受付業務に必要な費用であり、**支援設備の試験受付へ帰属**する
- <支援設備の活動への帰属>
受付件数比により話中調べ、端末機器設定業務及び故障受付に区分した後、 **直接または故障件数比**により **主要設備の対応する活動区分へ帰属**する。

複数の頁を参照する必要

配賦基準の適用関係が不明

具体的な帰属先が不明

配賦フロー（会計研究会資料より作成）

配賦基準	配賦基準	配賦基準	配賦基準	配賦基準	配賦基準
*** 一般施設保全・試験受付	(直接帰属)	*** 試験受付	受付件数比	話中調べ	(直接帰属)
				端末機器設定業務	(直接帰属)
				故障受付	故障件数比
					*** 端末系交換設備(音声)
					*** 端末設備
					*** 端末系伝送路(メタル)
					*** 端末系伝送路(光)
					*** 主配線盤(MDF)
					*** 主配線盤(FTM)
					*** 主配線盤～端末系交換設備伝送路・専用加入者線装置モジュール伝送路
					*** 端末系交換設備(音声)
					*** 端末系交換設備(データ)
					*** 遠隔加入者線多重伝送装置
					*** 群タンデム交換設備
					*** 伝送機械設備
					*** 無線機械設備
					*** 中継線路設備
					*** 市外線路設備
					*** 地中設備
					*** 通信衛星設備
					*** 中継系交換設備(音声)
					*** PHS接続装置
					*** 総合デジタル網加入者モジュール
					*** 専用加入者線装置モジュール
					*** 専用線ノード装置
					*** 公衆電話設備
					*** 端末設備
					*** 機械設備

項目毎にコードを付与する

複数の配賦基準が併記されているものについて、配賦基準と配賦先の対応を明確にする

具体的な活動区分の帰属先が明確となっていないものについて、すべての帰属先を明記する

電気通信事業法施行規則の一部改正について

電気通信事業法施行規則
様式第38の2

基礎的電気通信役務収支表

第1表

役務の細目		営業収益	営業費用	営業利益	摘要
加入電話	基本料	521,510	547,725	▲26,214	
	緊急通報	-	539	▲539	
	小計	521,510	548,265	▲26,754	
第一種公衆電話	市内通信	1,821	4,483	▲2,661	
	離島特例通信	3	9	▲6	
	緊急通報	-	2	▲2	
	小計	1,825	4,495	▲2,570	
合計		523,335	552,760	▲29,424	

交付金の算定は設備利用部門の費用について約7%の経営効率化を行うことを前提

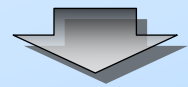
平成19年度以降、基礎的電気通信役務収支表の提出に際し、経営効率化の実績について併せて報告すること

「基礎的電気通信役務の提供に関し講ずべき措置について」(06年11月)



	営業費用	
	うち、設備管理部門費用	うち、設備利用部門費用
547,725	〇〇〇	×××
539	〇〇〇	×××
548,265	〇〇〇	×××
4,483	〇〇〇	×××
9	〇〇〇	×××
2	〇〇〇	×××
4,495	〇〇〇	×××
552,760	〇〇〇	×××

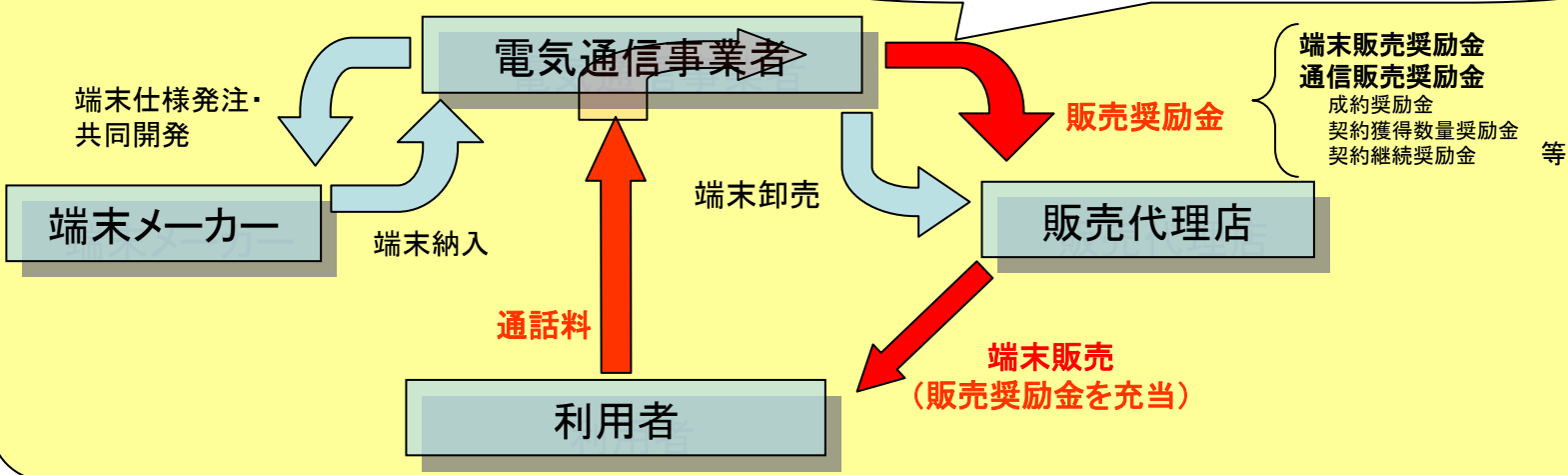
営業費用について、設備利用部門と設備管理部門に区分して内訳を再掲。



設備利用部門単体の営業費用を把握し、経営効率化の実績を検証。

事業会計における販売奨励金の取扱いの明確化について①

現状の販売モデル



留意点

- 端末価格と通信料金の区分の明確化
- 接続料原価等の適正性の確保

モバイルビジネス活性化プラン(平成19年9月21日)

2. 具体的施策

(1) モバイルビジネスにおける販売モデルの見直し

(b) 販売奨励金に係る会計整理の明確化

現行の販売奨励金は、端末販売の促進を目的とする端末販売奨励金と通信サービス契約の締結・維持を目的とする通信販売奨励金の2つに大別されるが、両者を電気通信事業会計において分計することとし、所要の電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号。以下「会計規則」という。)の見直しについて2007年度中を目途に実施し、2008年度から施行する。

なお、端末販売奨励金と通信販売奨励金の分計について各事業者間の統一的な運用を確保するため、会計規則の改正に併せて、当該分計に関する運用指針を策定・公表する。その際、接続料及び卸電気通信役務の原価から端末販売奨励金を除くこととする。

また、上記改正後の会計規則に基づく会計実績を踏まえ、接続料及び卸電気通信役務の料金の適正性等について、定期的に検証を行う。

電気通信事業会計規則の一部改正

別表第二 財務諸表様式 様式第2 損益計算書
(記載上の注意)

2 電気通信事業者が、端末設備を購入した電気通信役務の利用者又は電気通信役務の販売代理店等に対して支払う費用のうち、電気通信事業営業損益の営業費用に該当するものは、その支払いの発生原因が電気通信事業に該当するものに限る。

事業会計における販売奨励金の取扱いの明確化について②

《電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン(仮称)(案)》

- 各電気通信事業者の販売奨励金の類型を明確化し、会計整理の具体的な考え方について各事業者間の統一的な運用を確保することにより、電気通信事業における会計整理が適正化され、これにより、各電気通信事業者の電気通信役務の原価の適正化が図られるとの目的を達成。
- 併せて接続料及び卸電気通信役務の原価の適正化が図られることを期待。

〔販売奨励金の類型、会計上の整理等〕

販売奨励金

電気通信事業者が、

①端末設備を購入した電気通信役務の利用者 又は ②電気通信役務の販売代理店等
に対して支払う費用であって、

i)当該利用者による端末設備の購入 又は ii)代理店等による電気通信役務に係る契約の締結の代理
等若しくは端末設備の販売等
に応じて支払いの発生する原因が生じる費用

通信販売奨励金

「電気通信役務契約の締結・変更（契約の成立又は当該契約への新たな役務の付加等）及び維持（契約内容の一定期間の継続）並びに一定期間における電気通信役務契約数の累計」が、支払いの発生する原因である販売奨励金

電気通信事業営業損益の営業費用に該当

- 通信販売奨励金以外の販売奨励金（以下「端末販売奨励金等」という。）について、電気通信事業営業損益以外へ計上（当該奨励金の金額が明確となるよう表示し、公表することが望ましい）。
- 当該奨励金を当該電気通信事業営業損益以外へ計上する際の具体的手法は、実態を十分に踏まえた上で、会計監査の観点にも十分配慮しつつ行うことが望ましい。

事業会計における販売奨励金の取扱いの明確化について③

〔その他〕

◆ポイント制度

利用者の電気通信役務の料金の支払い額に応じて付与されるポイントは、その用途に関係なく付与時の会計年度に費用計上されるもの。他方、当該年度に費用計上後、当該ポイントを利用し端末設備の購入等を行う年度においては、再度費用計上されることがないため、そのポイントの用途により分類することは困難であることから、当該ポイントはガイドラインにおいて対象となる販売奨励金相当のものとは扱わない。ただし、ポイント制度は、これにより販売奨励金の会計整理の趣旨が没却されないよう、引続き注視。

◆代理店等の維持費用

代理店等の維持費用について、電気通信役務の契約の締結等に欠くことの出来ない要素であることから、少なくとも端末販売奨励金等とは分類し得ず、通信販売奨励金及び端末販売奨励金等とは異なる費目に分類。

◆定期的な検証

「モバイルビジネス活性化プラン」が、定期的（年1回）に検証を行うこととされていることから、本会計制度の見直しに係る各電気通信事業者の会計整理の適切性等についても定期的に検証を行うとともに、必要に応じてガイドラインの見直しを実施。

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照表

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（傍線部分は改正部分）

太字部分は今回、情報通信審議会に諮問する事項

改正案

現行

様式第38の2（第40条の3第1号、第40条の4第1項関係）

基礎的電気通信役務収支表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで
(単位 円)

第1表 第14条第1号及び第2号に掲げるもの

業務の細目	営業 収益	営業費用		営業 利益	摘要
		うち設備償 還部門費用	うち設備利 用部門費用		
1 第14 条第1 号に掲 げるも の	(1) 同 号イに掲 げるもの				
	(2) 同 号ロに掲 げるもの				
	(3) 同 号ハに掲 げるもの				
小計					
2 第14 条第2 号に掲 げるも の	(1) 同 号イに掲 げるもの				
	(2) 同 号ロに掲 げるもの				
	(3) 同 号ハに掲 げるもの				
小計					

様式第38の2（第40条の3第1号、第40条の4第1項関係）

基礎的電気通信役務収支表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで
(単位 円)

第1表 第14条第1号及び第2号に掲げるもの

業務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1 第14条第1号 に掲げるもの	(1) 同号イに掲げる もの			
	(2) 同号ロに掲げる もの			
	(3) 同号ハに掲げる もの			
小計				
2 第14条第2号 に掲げるもの	(1) 同号イに掲げる もの			
	(2) 同号ロに掲げる もの			
	(3) 同号ハに掲げる もの			
小計				
合計				

小計							
合計							

注1・2 (略)

3 「設備管理部門費用」及び「設備利用部門費用」は、それぞれ第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成9年郵政省令第91号）第2条第2項第1号及び第2号に規定する「第一種指定設備管理部門」及び「第一種指定設備利用部門」に相当する部門に係る費用とする。

4 「うち設備管理部門費用」及び「うち設備利用部門費用」の欄は、適格電気通信事業者に限り記載するものとする。

5 基礎的電気通信役務と基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、電気通信事業会計規則別表第2様式第13に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

6 2以上の細目の電気通信役務とに関連する費用については、電気通信事業会計規則別表第2様式第14に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

第2表 交付金等 (略)

注1・2 (略)

3 基礎的電気通信役務と基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、電気通信事業会計規則別表第2様式第15に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

4 2以上の細目の電気通信役務とに関連する費用については、電気通信事業会計規則別表第2様式第16に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

第2表 交付金等 (略)

○電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）

（傍線部分は改正部分）
太字部分は今回、情報通信審議会に諮問する事項

改正案	現行
<p>第一条（第十五条）（略）</p> <p>第二章 収益及び費用 （関連収益及び関連費用） 第十六条（略）</p> <p>2 二以上の種類（別表第一 様式第13 の表から 様式第15 の表までの役務の種類）の欄に掲げる種類をいう。）の電気通信役務に関連する収益及び費用は、別表第二に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>第一七条（第一九条）（略）</p> <p>附則 1・2 （略）</p> <p>3 前項の規定により第五条第八号、第九号及び第十号の規定が適用されないこととなる間、事業者は、第十七条の規定による財務諸表の提出の際、併せて、基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表がこの省令の規定に基づいて適正に作成されていることの職業的に資格のある会計監査人による証明書並びに当該基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を作成する際に準拠した収益及び費用の配賦の基準 及び手帳 を記載した書類を総務大臣に提出することともに、当該基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を総務大臣が別に告示する方法により開示しなければならない。</p>	<p>第一条（第十五条）（略）</p> <p>第二章 収益及び費用 （関連収益及び関連費用） 第十六条（略）</p> <p>2 二以上の種類（別表第一 様式第15 の表から 様式第17 の表までの役務の種類）の欄に掲げる種類をいう。）の電気通信役務に関連する収益及び費用は、別表第二に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>第一七条（第一九条）（略）</p> <p>附則 1・2 （略）</p> <p>3 前項の規定により第五条第八号、第九号及び第十号の規定が適用されないこととなる間、事業者は、第十七条の規定による財務諸表の提出の際、併せて、基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表がこの省令の規定に基づいて適正に作成されていることの職業的に資格のある会計監査人による証明書並びに当該基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を作成する際に準拠した収益及び費用の配賦の基準を記載した書類を総務大臣に提出することともに、当該基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を総務大臣が別に告示する方法により開示しなければならない。</p>

改正案	現行
別表第二（第5条、第6条及び第16条関係） <u>財務諸表様式</u>	別表第二（第5条、第6条及び第16条関係） <u>財務諸表様式</u>
様式第1（略） 様式第2	様式第1（略） 様式第2
損益計算書 （略）	損益計算書 （略）
（記載上の注意） 1（略）	（記載上の注意） 1（略）
2 電気通信事業者が、端末設備を購入した電気通信役務の利用者又は電気通信役務の販売代理店等に対して支払う費用のうち、電気通信事業営業損失の営業費用に該当するものは、その支払いの発生原因が電気通信事業に該当するものに限る。	2 営業外収益に属する収益で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該収益を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。
3 営業外収益に属する収益で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該収益を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。	3 営業外収益に属する収益のうちその金額が営業外収益の総額の100分の10以下のもので一括して記載することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。
4 営業外収益に属する収益のうちその金額が営業外収益の総額の100分の10以下のもので一括して記載することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。	4 雑収入に属する収益で営業外収益の総額の100分の10を超えるものについては、それぞれ当該収益を明示する科目を用いて掲記すること。
5 雑収入に属する収益で営業外収益の総額の100分の10を超えるものについては、それぞれ当該収益を明示する科目を用いて掲記すること。	5 営業外収益に属する収益のうち、関係会社に係る収益の金額が営業外収益の総額の100分の10を超えるものについては、それぞれ当該収益を明示する科目を用いて、個別注記表に記載すること。
6 営業外収益に属する収益のうち、関係会社に係る収益の金額が営業外収益の総額の100分の10を超えるものについては、それぞれ当該収益を明示する科目を用いて、個別注記表に記載すること。	6 特別利益項目のうち、「固定資産売却益」の記載については、当該固定資産の種類又は内容を、その他の項目については、当該項目の発生原因又は性格を示す名称を付した科目によつて掲記すること。ただし、当該事項を科目によつて表示することが困難な場合には、個別注記表に記載することができる。
7 特別利益項目のうち、「固定資産売却益」の記載については、当該固定資産の種類又は内容を、その他の項目については、当該事項を科目によつて表示することが困難な場合には、個別注記表に記載することができる。	7 第2号及び第3号の規定は、営業外費用に属する費用、特別利益に属する利益及び特別損失に属する損失の記載に準用する。
8 第3号及び第4号の規定は、営業外費用に属する費用、特別利益に属する利益及び特別損失に属する損失の記載に準用する。	8 第4号の規定は、雑支出に属する費用の記載に準用する。
9 第5号の規定は、雑支出に属する費用の記載に準用する。	9 第5号の規定は、営業外費用に属する費用の記載に準用する。
10 第6号の規定は、営業外費用に属する費用の記載に準用する。	10 第6号の規定は、特別損失に属する損失の記載に準用する。
11 第7号の規定は、特別損失に属する損失の記載に準用する。	11 損益計算書には、包括利益に関する事項を表示することができる。
12 損益計算書には、包括利益に関する事項を表示することができる。	12 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。
13 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。	13 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。
様式第3～様式第13（略）	様式第3～様式第13（略）

様式第 14

指定電気通信役務損益明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

役務の種類	基 本 料	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
指定電気通信役務	音声伝送役務				
	市内・市外通信				
	公衆の電話				
	その他				
	計				
指定電気通信役務以外の電気通信役務	FTTHアクセスサービス				
	その他				
	計				
	小				
指定電気通信役務以外の電気通信役務	計				
合 計					

(記載上の注意)

1 (略)

様式第 14

指定電気通信役務損益明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

役務の種類	基 本 料	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
指定電気通信役務	音声伝送役務				
	市内専用				
	市外専用				
	計				
指定電気通信役務以外の電気通信役務	一般専用				
	高速デジタル伝送				
	市内専用				
	市外専用				
	計				
指定電気通信役務以外の電気通信役務	その他				
	小				
	計				
	小				
指定電気通信役務以外の電気通信役務	計				
合 計					

(記載上の注意)

1 (略)

<p><u>2</u> 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。</p> <p><u>3</u> 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。</p> <p>様式第15～様式第17 (略)</p>	<p><u>2</u> 特定電気通信役務以外の指定電気通信役務については、音声伝送役務及びデータ伝送役務に区分し、その区分ごとに営業収益、営業費用及び営業利益を摘要欄に記載すること。この場合において、営業費用は上記1の基準に準じて算定すること。</p> <p><u>3</u> 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。</p> <p><u>4</u> 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。</p> <p>様式第15～様式第17 (略)</p>
---	--

○第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）

（傍線部分は改正部分）

太字部分は今回、情報通信審議会に諮問する事項

改正案	現行
<p>第一条～第五条（略）</p> <p>（勘定科目、接続会計財務諸表、接続会計報告書及び接続会計整理手順書）</p> <p>第六条 事業者は、別表第一によりその勘定科目を分類し、かつ、別表第二の様式による損益計算書その他接続に係る会計の計算に関する諸表（以下「接続会計財務諸表」という。）別表第三による接続会計報告書並びにこの省令の定めるところにより接続会計財務諸表を作成する際に準備した資産並びに費用及び収益の整理の手順を詳細に記載した書類（以下この条において「接続会計整理手順書」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 接続会計財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、千円単位をもって表示することとする。</p> <p>第七条～第九条（略）</p> <p>第三章 接続会計報告書の公表等 （接続会計報告書等の公表等）</p> <p>第十条 事業者は、第六条第一項の接続会計報告書及び接続会計整理手順書（以下「接続会計報告書等」という。）を、毎事業年度経過後四月以内に書面又は別に定める磁気ディスクにより総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 事業者は、接続会計報告書等の写しを、営業所（商業登記簿に登録した本店又は支店に限る。）に備え置き、接続会計報告書等を総務大臣に提出した日から五年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>3 事業者は、接続会計報告書等の写しを、刊行物の発行その他の適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>4 前二項の規定にかかわらず、事業者は、総務大臣の許可を受けて、その事業上の秘密の保持の必要により接続会計報告書等の一部を公衆の縦覧に供しないこと又は公表しないことができる。</p> <p>第十一条～第十二条（略）</p>	<p>第一条～第五条（略）</p> <p>（勘定科目、接続会計財務諸表及び接続会計報告書）</p> <p>第六条 事業者は、別表第一によりその勘定科目を分類し、かつ、別表第二の様式による損益計算書その他接続に係る会計の計算に関する諸表（以下「接続会計財務諸表」という。）及び別表第三による接続会計報告書を作成しなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第七条～第九条（略）</p> <p>第三章 接続会計報告書の公表等 （接続会計報告書の公表等）</p> <p>第十条 事業者は、第六条第一項の接続会計報告書を、毎事業年度経過後四月以内に書面又は別に定める磁気ディスクにより総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 事業者は、接続会計報告書の写しを、営業所（商業登記簿に登録した本店又は支店に限る。）に備え置き、接続会計報告書を総務大臣に提出した日から五年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>3 事業者は、接続会計報告書の写しを、刊行物の発行その他の適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>4 前二項の規定にかかわらず、事業者は、総務大臣の許可を受けて、その事業上の秘密の保持の必要により接続会計報告書の一部を公衆の縦覧に供しないこと又は公表しないことができる。</p> <p>第十一条～第十二条（略）</p>

改正案

現行

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

勘定科目表
資産

勘定科目表
資産

科目	款(原価部門)	項
1 電気通信事業固定資産 (1) 有形固定資産	第一種指定設備管理部門	<p>端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)</p> <p><u>支配線盤(電気信号の伝送に係るもの)</u></p> <p>端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)</p> <p>支配線盤(光信号の伝送に係るもの)</p> <p><u>公衆電話設備</u></p> <p>端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)</p> <p>端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるものうち、加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの)</p> <p>端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)</p> <p>端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーティング伝送機能に係るもの)</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系</p>

科目	款(原価部門)	項
1 電気通信事業固定資産 (1) 有形固定資産	第一種指定設備管理部門	<p>端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)</p> <p>端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)</p> <p><u>支配線盤(電気信号の伝送に係るもの)</u></p> <p>支配線盤(光信号の伝送に係るもの)</p> <p><u>支配線盤～端末系交換設備伝送路</u></p> <p>端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)</p> <p>端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)</p> <p><u>端末系交換設備間伝送路</u></p>

	<p>交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） <u>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティン伝送機能に係るもの）</u></p> <p>中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーティン伝送機能に係るもの）</p> <p>信号網設備</p> <p>番号案内データベース及び番号案内設備 <u>手動交換設備</u></p> <p>折返し通信路設定機能に係る設備 専用加入者線装置モジュールのうち、<u>光信号電気信号変換機能に係るもの</u> 専用線ノード装置</p>		<p>群タンデム交換設備～端末系交換設備伝送路 群タンデム交換設備 <u>端末系交換設備～中継系交換設備伝送路</u> <u>端末系交換設備～中継系交換設備伝送路（斜回線）</u> 中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>中継系交換設備～相互接続点伝送路（分離型専門交換機） 信号網設備 呼関連データベース 番号案内データベース</p> <p>PHS接続装置 総合デジタル網加入者モジュール 専用加入者線装置モジュール</p> <p>専用線ノード装置</p>
--	--	--	---

	<p>第一種指定設備利用部門</p> <p>支援設備 (補助部門)</p>		<p>第一種指定設備利用部門</p> <p>支援設備 (補助部門)</p>

専用加入者線装置モジュール~専用線ノード装置伝送路
専用線ノード装置~専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路
呼関連データベース

(何)
建物
土地
構築物
機械及び装置
車両及び船舶
工具、器具及び備品
休止設備
建設仮勘定
機械設備
空中線設備
通信衛星設備
端末設備
市内線路設備
市外線路設備
土木設備
海底線設備
建物
土地
構築物
車両及び船舶
機械及び装置
工具、器具及び備品
休止設備
建設仮勘定
電力設備
監視設備
試験受付設備
(何)

主配線盤~専用加入者線装置モジュール伝送路
専用加入者線装置モジュール~専用線ノード装置伝送路

専用線ノード装置~相互接続点伝送路
(何)
建物
土地
構築物
機械及び装置
車両及び船舶
工具、器具及び備品
休止設備
建設仮勘定
機械設備
空中線設備
通信衛星設備
端末設備
市内線路設備
市外線路設備
土木設備
海底線設備
建物
土地
構築物
車両及び船舶
機械及び装置
工具、器具及び備品
休止設備
建設仮勘定
電力設備
総合監視設備
試験受付設備
(何)

	全般管理 (補助部門)	共通部門設備 管理部門設備
(2) 無形固定資産	第一種指定設備管理部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理
	第一種指定設備利用部門	同上
(3) 投資その他の資産	第一種指定設備管理部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理
	第一種指定設備利用部門	同上
2 繰延資産	第一種指定設備管理部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理
	第一種指定設備利用部門	同上

費用
営業費用

科目目	款 (原価部門)	項
営業費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	(何) 契約管理 料金収納 広報・広告 役務販売 (何)
運用費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	番号案内 手動接続通話 電報運用 (何)
施設保全費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門)	(何) 設備保守 (何) 設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料 (何) 設備保守 (何) 設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料 電力設備 監視設備 試験受付 (何)

	全般管理 (補助部門)	共通部門設備 管理部門設備
(2) 無形固定資産	第一種指定設備管理部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理
	第一種指定設備利用部門	同上
(3) 投資等	第一種指定設備管理部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理
	第一種指定設備利用部門	同上
2 繰延資産	第一種指定設備管理部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理
	第一種指定設備利用部門	同上

費用
営業費用

科目目	款 (原価部門)	項
営業費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	(何) 契約管理 料金収納 広報・広告 役務販売 (何)
運用費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	番号案内 手動接続通話 電報運用 (何)
施設保全費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門)	(何) 設備保守 (何) 設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料 (何) 設備保守 (何) 設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料 電力設備 総合監視 試験受付 (何)

共通費	全般管理 (補助部門)	資材 研修 医療 一般共通
管理費	全般管理 (補助部門)	ネットワーク関連部門 サービスマン関連部門 一般管理部門
試験研究費及び 研究費償却	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	インフラ系応用技術 インフラ系基礎技術 インフラ系基礎技術 ユーザ系応用技術 ユーザ系基礎技術 宅内系応用技術 純粋基礎技術
減価償却費	第一種指定設備管理部門	(何) 設備 建物 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 第一種指定設備利用部門 建物 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 電力設備 監視設備 試験受付 (何)
固定資産除却費	減価償却に依う	共通部門設備 管理部門設備

共通費	全般管理 (補助部門)	資材 研修 医療 一般共通
管理費	全般管理 (補助部門)	ネットワーク関連部門 サービスマン関連部門 一般管理部門
試験研究費及び 試験研究費償却	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	インフラ系応用技術 インフラ系基礎技術 インフラ系基礎技術 ユーザ系応用技術 ユーザ系基礎技術 宅内系応用技術 純粋基礎技術
減価償却費	第一種指定設備管理部門	(何) 設備 建物 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 第一種指定設備利用部門 建物 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 電力設備 総合監視 試験受付 (何)
固定資産除却費	減価償却に依う	共通部門設備 管理部門設備

通信設備使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	(何) 設備使用料 (何) 設備使用料
租税公課	第一種指定設備管理部門	国税 地方税 道路占用料 (何) 国税 地方税 道路占用料 (何)
振替網使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	(何) 設備使用料 (何) 設備使用料

収 益
営 業 収 益

科 目	款 (原価部門)	項
受取網使用料	第一種指定設備管理部門	事業者の接続形態に応じた項を規定する。
振替網使用料	第一種指定設備管理部門	事業者の接続形態に準じた項を規定する。 (何) 設備使用料
接続装置使用料	第一種指定設備管理部門	装置の種別ごとに項を設ける。
網改造料	第一種指定設備管理部門	改造対象設備の種別ごとに項を設ける。 (何)
投資収入	第一種指定設備利用部門	

通信設備使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	(何) 設備使用料 (何) 設備使用料
租税公課	第一種指定設備管理部門	国税 地方税 道路占用料 (何) 国税 地方税 道路占用料 (何)
振替網使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	(何) 設備使用料 (何) 設備使用料

収 益

科 目	款 (原価部門)	項
受取網使用料	第一種指定設備管理部門	事業者の接続形態に応じた項を規定する。
振替網使用料	第一種指定設備管理部門	事業者の接続形態に準じた項を規定する。 (何) 設備使用料
接続装置使用料 収入	第一種指定設備管理部門	装置の種別ごとに項を設ける。
網改造料 収入	第一種指定設備管理部門	改造対象設備の種別ごとに項を設ける。
音声伝送、専用、データ伝送、その他の役務及び役務外収入	第一種指定設備利用部門	電気通信事業会計規則別表第一の電気通信事業営業収益に準拠して規定する。

改正案		現行	
別表第二〔第6条・第8条〕	接続会計財務諸表様式	別表第二〔第6条・第8条〕	接続会計財務諸表様式
様式第1	損益計算書	様式第1	損益計算書
会計单位名称 <u>第一種指定設備管理部門</u>		会計单位名称 <u>第一種指定設備管理部門</u>	
(単位 円)		(単位 円)	
I 接続損益の部		I 接続損益の部	
(1) 営業収益		(1) 営業収益	
1 受取網使用料		1 受取網接続料	
2 振替網使用料		2 振替網接続料	
(2) 営業費用		(2) 営業費用	
1 営業費用		1 営業費用	
2 振替網使用料		2 振替網使用料	
接続営業利益 (又は接続営業損失)		接続営業利益 (又は接続営業損失)	
II 接続関連損益の部		II 接続関連損益の部	
(1) 営業収益		(1) 営業収益	
1 接続装置使用料		1 接続装置使用料収入	
2 網改造料		2 網改造料収入	
(2) 営業費用		(2) 営業費用	
1 営業費用		1 営業費用	
接続関連営業利益 (又は接続関連営業損失)		接続関連営業利益 (又は接続関連営業損失)	
会計单位名称 <u>第一種指定設備利用部門</u>		会計单位名称 <u>第一種指定設備利用部門</u>	
(単位 円)		(単位 円)	
(1) 営業収益		(1) 営業収益	
1 投資収入		1 音声伝送収入	
		2 専用収入	
		3 データ伝送収入	
		4 その他の投資収入	
		5 投資外収入	
		6 振替網使用料	
		(2) 営業費用	

- 1 営業費用
- 2 振替網使用料
- 第一種指定設備利用部門営業利益 (又は第一種指定設備利用部門営業損失)

(記載上の注意)

次の事項を注記すること。

第一種指定設備管理部門「I 接続損益の部 (1) 営業収益 2 振替網使用料」に關し、認可接続約款等以外の提供分についての振替額

様式第 2

使用平均資本及び資本報酬計算書

会計単位 第一種指定設備管理部門			
	期首残高	期末残高	(単位 円)
1 電気通信事業固定資産	×××	×××	×××
(再掲) 第一種指定電気通信設備)	×××	×××	×××
2 投資その他の資産	×××	×××	×××
3 繰延資産	×××	×××	×××
4 運転資本	—	—	×××
5 過年度の料金算定に従った資本額の調整			×××
使用平均資本額			×××
6 営業利益			×××
7 過年度の料金算定に従った報酬額の調整			×××
資本報酬額			×××
使用平均資本報酬率			××%
設定報酬率			××%

会計単位 第一種指定設備利用部門

会計単位 第一種指定設備利用部門			
	期首残高	期末残高	(単位 円)
1 電気通信事業固定資産	×××	×××	×××
2 投資その他の資産	×××	×××	×××
3 繰延資産	×××	×××	×××
4 運転資本	—	—	×××
使用平均資本額			×××

- 1 営業費用
- 2 振替網使用料
- 第一種指定設備利用部門営業利益 (又は第一種指定設備利用部門営業損失)

(記載上の注意)

次の事項を注記すること。

第一種指定設備管理部門「I 接続損益の部 (1) 営業収益 2 振替網使用料」に關し、認可接続約款等以外の提供分についての振替額 **(単価・総額)**

様式第 2

使用平均資本及び資本報酬計算書

会計単位第一種指定設備管理部門			
	期首残高	期末残高	(単位 円)
1 電気通信事業固定資産	×××	×××	×××
(再掲)第一種指定電気通信設備)	×××	×××	×××
2 投資等	×××	×××	×××
3 繰延資産	×××	×××	×××
4 運転資本	—	—	×××
5 過年度の料金算定に従った資本額の調整			×××
使用平均資本額			×××
6 営業利益			×××
7 過年度の料金算定に従った報酬額の調整			×××
資本報酬額			×××
使用平均資本報酬率			××%
設定報酬率			××%

会計単位第一種指定設備利用部門

会計単位第一種指定設備利用部門			
	期首残高	期末残高	(単位 円)
1 電気通信事業固定資産	×××	×××	×××
2 投資等	×××	×××	×××
3 繰延資産	×××	×××	×××
4 運転資本	—	—	×××
使用平均資本額			×××

營業利益

xxx

營業利益

xxx

改 正 案
(删除)

様式第 3

固定資産明細表 (第一種指定電気通信設備管理部門)

(単位 円)

I 有形固定資産

1 第一種指定電気通信設備

設備区分	期首残高			期中増減			期末残高			摘要	
	取得原価	減価償却 累計額	帳簿価額	増加		減少		取得原価	減価償却 累計額		帳簿価額
				取得原価	減価償却 累計額	取得原価	減価償却 累計額				
計											

2 指定外有形固定資産

資産の種 類	期首残高			期中増減			期末残高			摘要	
	取得原価	減価償却 累計額	帳簿価額	増加		減少		取得原価	減価償却 累計額		帳簿価額
				取得原価	減価償却 累計額	取得原価	減価償却 累計額				
計											

II 無形固定資産

資産の種類	期首残高	期中増減		期末残高	摘要
		増加	減少		
計					

III 投資等

資産の種類	期首残高	期中増減		期末残高	摘要
		増加	減少		
計					

(記載上の注意) 1 複数階級間で共用される伝送路等の増減欄は記載を省略することができる。

2 交換設備については、摘要欄にユニット数を記載すること。

改 正 案

様式第 3

固定資産帰属明細表

		合計		
サービス活動				
(何)				
うち光信号中継伝送機能に係るもの				
呼運子タバス				
専用線ノード装置				
専用線ノード装置				
うち光信号電気信号交換機能に係るもの				
専用加入者線装置モジュール				
折返し通信路設定機能に係る設備				
手動交換設備				
番号案内タバス及び番号案内設備				
信号網設備				
うちルーターインタ送機能に係るもの				
中継系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)				
中継系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの)				
うちルーターインタ送機能に係るもの				
単系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)				
単系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの)				
うち加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの				
端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの)				
公共電話設備				
主配線盤 (光信号の伝送に係るもの)				
端末系伝送路 (光信号の伝送に係るもの)				
主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの)				
端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るもの)				
第一種指定設備利用部門計				
指定外電気通信設備				
(何)				
第一種指定設備管理部門計				

(単位 円)

機械設備	取得金額	公眾電話機械設備		取得金額	減價償却累計額	正味金額	取得金額	減價償却累計額	正味金額	取得金額	減價償却累計額	正味金額
		取得金額	減價償却累計額									
市內機械設備	取得金額											
	減價償却累計額											
	正味金額											
市外機械設備	取得金額											
	減價償却累計額											
	正味金額											
電報機械設備	取得金額											
	減價償却累計額											
	正味金額											
伝送機械設備	取得金額											
	減價償却累計額											
	正味金額											
無線機械設備	取得金額											
	減價償却累計額											
	正味金額											
電力設備	取得金額											
	減價償却累計額											
	正味金額											
電話番号案内設備	取得金額											
	減價償却累計額											

監視設備	正味金額	取得金額	減価償却累計額																		
	正味金額	取得金額	減価償却累計額																		
(何)	正味金額	取得金額	減価償却累計額																		
	正味金額	取得金額	減価償却累計額																		
空中線設備	正味金額	取得金額	減価償却累計額																		
	正味金額	取得金額	減価償却累計額																		
通信衛星設備	正味金額	取得金額	減価償却累計額																		
	正味金額	取得金額	減価償却累計額																		
端末設備	正味金額	取得金額	減価償却累計額																		
	正味金額	取得金額	減価償却累計額																		
市内線路設備	正味金額	取得金額	減価償却累計額																		
	正味金額	取得金額	減価償却累計額																		
線路設備	正味金額	取得金額	減価償却累計額																		
	正味金額	取得金額	減価償却累計額																		
市外線路設備	正味金額	取得金額	減価償却累計額																		
取得金額	取得金額	取得金額	取得金額																		

土木設備	減価償却累計額													
	正味価額													
海底線設備	取得価額													
	減価償却累計額													
	正味価額													
建物	取得価額													
	減価償却累計額													
	正味価額													
構築物	取得価額													
	減価償却累計額													
	正味価額													
機械及び装置	取得価額													
	減価償却累計額													
	正味価額													
車両及び船舶	取得価額													
	減価償却累計額													
	正味価額													
工具、器具及び備品	取得価額													
	減価償却累計額													
	正味価額													
休止設備	取得価額													
	減価償却累計額													
	正味価額													

土 地	取得価額																									
	減価償却累計額																									
	正味価額																									
建設仮勘定	取得価額																									
	減価償却累計額																									
	正味価額																									
無形固定資産	取得価額																									
	減価償却累計額																									
	正味価額																									
設備区分ごとの固定資産合計	取得価額																									
	減価償却累計額																									
	正味価額																									

(記載上の注意)

この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

改正案

様式第4

設備区分別費用明細表

(単位 円)

合計	
十一ヶ月活動	
(何)	
指定外電気通信設備	
第一種指定設備利用部門計	
うち光信号中継伝送機能に係るもの	
呼関連子タペス	
専用線ノード装置と専用線ノード装置伝送路又は相互接続伝送路	
専用加入者線装置モジュールと専用線ノード装置伝送路	
専用線ノード装置	
うち光信号電気信号交換機能に係るもの	
専用加入者線装置モジュール	
折返し通信路設定機能に係る設備	
手動交換設備	
番号案内子タペス及び番号案内設備	
信号網設備	
うちルネーイング伝送機能に係るもの	
中継系交換設備 (主として子タペス伝送業務の提供に用いられるもの)	
中継系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの)	
うちルネーイング伝送機能に係るもの	
端末系交換設備と端末系又は中継系交換設備伝送路 (主として子タペス伝送業務の提供に用いられるもの)	
端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの)	
うちルネーイング伝送機能に係るもの	
端末系交換設備 (主として子タペス伝送業務の提供に用いられるもの)	
うち加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの	
端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの)	
公共電話設備	
主配線盤 (光信号の伝送に係るもの)	
端末系伝送路 (光信号の伝送に係るもの)	
主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの)	
端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るもの)	
第一種指定設備管理部門計	

3 第8条第2項に規定する基準は、原則として次のとおりとする。

支援設備	
電力設備	仕様電力値比
試験受付	故障件数比
監視設備	監視対応件数比
全般管理	
共通	
資材（販売用のものを除く。）	
保管、荷役、輸配送	当年度取得固定資産価額比
資材共通	当年度取得固定資産価額比
研修（サービス関連のものを除く。）	
設備	関連部門の稼働人員数比
共通	稼働人員数比
医療（職員の健康管理に関するもの）	稼働人員数比
一般共通	
経理（仕訳レコード数により設備関連のものを抽出）	支出額比
総務、厚生、人事等	支出額比
管理（サービス関連部門を除く。）	
ネットワーク関連	取得固定資産価額比
一般管理（電気通信設備の管理運営に関連するもの）	支出額比

4 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

	設備の占有面積比 (設備収容関連) 稼働人員数比 (設備収容関連以外)
器具備品 減価償却費、固定資産除却費、施設保全費 通信設備使用料 租税公課	稼働人員数比 該当する 設備区分費 正味固定資産額比
2 試験研究費については、次の基準により第一種指定設備管理部門及び第一種指定設備利用部門において物理的に管理可能な資産の区分に帰属させる。 インフラ系応用技術 (通信用建物) インフラ系応用技術 (通信用電力) インフラ系応用技術 (電気通信設備) インフラ系基礎技術	占有面積比 使用電力値比 設備区分の当年度取得固定資産価額比 設備の当年度取得固定資産価額比
3 第8条第2項に規定する基準は、原則として次のとおりとする。 支援設備 電力設備 試験受付 総合監視 全般管理 共通	使用電力値比 故障件数比 監視対応件数比
資材 (販売用のものを除く。) 保管、荷役、輸配送 資材共通	当年度取得固定資産価額比 当年度取得固定資産価額比
研修 (サービス関連のものを除く。) 設備 共通	関連部門の稼働人員数比 稼働人員数比
医療 (職員の健康管理に関するもの) 一般共通	稼働人員数比
経理 (仕訳レコード数により設備関連のもの抽出) 総務、構成、人事等 管理 (サービス関連部門を除く。)	支出額比 支出額比
ネットワーク関連 一般管理 (電気通信設備の管理運営に関連するもの)	取得固定資産価額比 支出額比

改正案	現行
<p>別表第三〔第6条・第10条〕</p> <p style="text-align: center;">接 続 会 計 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">(電気通信事業法第33条第13項に基づく報告書)</p> <p style="text-align: center;">事業年度 自 年 月 日 至 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 提出</p> <p style="text-align: right;">会社名 _____ 印 代表者の役職氏名 _____ (代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)</p> <p>本店の所在の場所 _____ 電話番号 _____ 連絡者 _____</p> <p style="text-align: center;">接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所 名 称 _____ 所 在 地 _____</p> <p>第一部 概要紹介</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報告書の目的 2 根拠法令等 3 会計処理の基準 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気通信事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連 (2) 費用、収益及び資産の帰属 (3) その他（接続料原価算定上の重要な変更措置等） 4 接続会計財務諸表の構成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 損益計算書 (2) 使用平均資本及び資本報酬計算書 (3) 固定資産帰属明細表 (4) 設備区分別費用明細表 5 計算結果証明報告の紹介 6 <u>第3条ただし書</u>及び第10条第4項の許可事項 <p>第二部 計算結果証明報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 責任範囲 2 証明の基準 	<p>別表第三〔第6条・第10条〕</p> <p style="text-align: center;">接 続 会 計 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">(電気通信事業法第33条第13項に基づく報告書)</p> <p style="text-align: center;">事業年度 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 提出</p> <p style="text-align: right;">会社名 _____ 印 代表者の役職氏名 _____ (代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)</p> <p>本店の所在の場所 _____ 電話番号 _____ 連絡者 _____</p> <p style="text-align: center;">接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所 名 称 _____ 所 在 地 _____</p> <p>第一部 概要紹介</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報告書の目的 2 根拠法令等 3 会計処理の基準 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気通信事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連 (2) 費用、収益及び資産の帰属 (3) その他（接続料原価算定上の重要な変更措置等） 4 接続会計財務諸表の構成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 損益計算書 (2) 使用平均資本及び資本報酬計算書 (3) 固定資産帰属明細表 (4) <u>固定資産明細表</u> (5) 設備区分別費用明細表 5 計算結果証明報告の紹介 6 <u>第3条但書</u>及び第10条第4項の許可事項 <p>第二部 計算結果証明報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 責任範囲 2 証明の基準

<p>3 計算結果証明</p> <p>第三部 接続会計財務諸表（別表第二の様式による）</p> <p>1 損益計算書</p> <p>(1) 第一種指定設備管理部門</p> <p>(2) 第一種指定設備利用部門</p> <p>2 使用平均資本及び資本報酬計算書</p> <p>(1) 第一種指定設備管理部門</p> <p>(2) 第一種指定設備利用部門</p> <p><u>3</u> 固定資産帰属明細表</p> <p><u>4</u> 設備区分別費用明細表</p> <p>第四部 参考情報</p> <p>1 階梯別・用途別回線設定の状況</p> <p>2 <u>接続会計整理手順書</u>の紹介及び入手方法</p> <p>3 接続料原価算定上の重要な変更に伴う影響額</p> <p>4 特に重要な費用帰属基準の説明</p> <p>5 会計単位の定義</p> <p>6 用語解説</p> <p>7 その他</p>	<p>3 計算結果証明</p> <p>第三部 接続会計財務諸表（別表第二の様式による）</p> <p>1 損益計算書</p> <p>(1) 第一種指定設備管理部門</p> <p>(2) 第一種指定設備利用部門</p> <p>2 使用平均資本及び資本報酬計算書</p> <p>(1) 第一種指定設備管理部門</p> <p>(2) 第一種指定設備利用部門</p> <p><u>3</u> <u>固定資産明細表（第一種指定設備管理部門）</u></p> <p><u>4</u> 固定資産帰属明細表</p> <p><u>5</u> 設備区分別費用明細表</p> <p>第四部 参考情報</p> <p>1 階梯別・用途別回線設定の状況</p> <p>2 <u>会計処理手順書</u>の紹介及び入手方法</p> <p>3 接続料原価算定上の重要な変更に伴う影響額</p> <p>4 特に重要な費用帰属基準の説明</p> <p>5 会計単位の定義</p> <p>6 用語解説</p> <p>7 その他</p>
---	---

○東日本電信電話株式会社が西日本電信電話株式会社に交付することができる金銭の額の範囲を定める省令（平成十一年郵政省令第七十三号）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>日本電信電話株式会社存続法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号。以下「改正法」という。）附則第十一条の規定に基づき、東日本電信電話株式会社（以下「東公社」という。）が適用年度（改正法附則第十一 条第七項に規定する適用年度をいう。以下同じ。）における利益の処分として西日本電信電話株式会社（以下「西公社」という。）に交付する金銭の額は、適用年度（ここに第一号に掲げる金額から第 号に掲げる金額を控除した金額）に対する西公社の加入電話及び総合デジタル通信サービス（以下「加入電話等」という。）の契約数（総合デジタル通信サービスの契約数については、伝送速度の総和を六十四で除して得られる商（二に満たない端数は、切り捨てるものとする。）により換算する。以下同じ。）を乗じた金額を超えないものとする。</p> <p>一 対応年度における西公社の特定費用（電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第 二 六号）別表第一に記載された営業費（同令別表第一 様式第 12）に記載された人件費に限る。） （、運用費、施設保全費、減価償却費及び通信設備使用料の合計額をいう。以下同じ。）を当該年度の末日における西公社の加入電話等の契約数で除した金額</p> <p>二（略）</p>	<p>日本電信電話株式会社存続法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号。以下「改正法」という。）附則第十一条の規定に基づき、東日本電信電話株式会社（以下「東公社」という。）が適用年度（改正法附則第十一 条第七項に規定する適用年度をいう。以下同じ。）における利益の処分として西日本電信電話株式会社（以下「西公社」という。）に交付する金銭の額は、適用年度（ここに第一号に掲げる金額から第 号に掲げる金額を控除した金額）に対する西公社の加入電話及び総合デジタル通信サービス（以下「加入電話等」という。）の契約数（総合デジタル通信サービスの契約数については、伝送速度の総和を六十四で除して得られる商（二に満たない端数は、切り捨てるものとする。）により換算する。以下同じ。）を乗じた金額を超えないものとする。</p> <p>一 対応年度における西公社の特定費用（電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第 二 六号）別表第一に記載された営業費（同令別表第一 様式第 16）に記載された人件費に限る。） （、運用費、施設保全費、減価償却費及び通信設備使用料の合計額をいう。以下同じ。）を当該年度の末日における西公社の加入電話等の契約数で除した金額</p> <p>二（略）</p>

改正案

第一条（第七条）略

（接続料の原価）

第八条

1・2（略）

3 第四条の表一の項のうち総豆デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料の原価は、当該機能と同等の機能を用いて提供される電気通信役務に関する料金から、当該電気通信役務に関する料金の原価（営業費、減価償却費、諸税及び報酬に相当する費用）に對して営業費から接続会計規則別表第一（**様式第四**）の設備区分別費用明細表に記載される費用に相当するものを差し引いたものが占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乘じた額を差し引いて算定するものとする。ただし、他の電気通信事業者の選択により、事業者が、当該他の電気通信事業者との間における接続の申込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務を行う場合においては、算定して得た額に、当該業務に係る費用の料金の原価に占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乘じた額を各算して算定することができる。

（第一種指定設備管理運営費の算定）

第九条（略）

2 前項の費用は、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第五の設備区分別費用明細表に記載された費用とし、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第一（**様式第三**）の設備区分別費用明細表に記載された費用とする。ただし、前条第一項ただし書に規定する電気通信役務を提供するために利用される第四条に規定する機能に係る第一種指定設備管理運営費は、接続会計規則別表第一（**様式第二**）の設備区分別費用明細表に記載された費用の額及び通信費等の実績値を基盤として、合理的な将来の予測に基づき算定するものとする。

（第一種指定設備管理運営費の算定の特例）

第十条 前条の規定にかかわらず、法第三十三条第五項の機能に係る設備以外の設備であつて、対象設備等が帰属する設備区分が接続会計規則別表第一（**様式第四**）の設備区分別費用明細表において独立した設備区分として整理されていない場合においては、第二種指定設備管理運営費の額は、次に掲げる式により計算することができる。この場合において、対象設備等が法定耐用年数経過後において更改されていないときは、当該対象設備等の取得固定資産価額から残存価額を減じた差額を法定耐用年数で除して得た額を控除するものとする。

2（略）

現行

第一条（第七条）略

（接続料の原価）

第八条

1・2（略）

3 第四条の表一の項のうち総豆デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料の原価は、当該機能と同等の機能を用いて提供される電気通信役務に関する料金から、当該電気通信役務に関する料金の原価（営業費、減価償却費、諸税及び報酬に相当する費用）に對して営業費から接続会計規則別表第一（**様式第五**）の設備区分別費用明細表に記載される費用に相当するものを差し引いたものが占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乘じた額を差し引いて算定するものとする。ただし、他の電気通信事業者の選択により、事業者が、当該他の電気通信事業者との間における接続の申込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務を行う場合においては、算定して得た額に、当該業務に係る費用の料金の原価に占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乘じた額を各算して算定することができる。

（第一種指定設備管理運営費の算定）

第九条（略）

2 前項の費用は、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第五の設備区分別費用明細表に記載された費用とし、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第一（**様式第五**）の設備区分別費用明細表に記載された費用とする。ただし、前条第一項ただし書に規定する電気通信役務を提供するために利用される第四条に規定する機能に係る第一種指定設備管理運営費は、接続会計規則別表第一（**様式第五**）の設備区分別費用明細表に記載された費用の額及び通信費等の実績値を基盤として、合理的な将来の予測に基づき算定するものとする。

（第一種指定設備管理運営費の算定の特例）

第十条 前条の規定にかかわらず、法第三十三条第五項の機能に係る設備以外の設備であつて、対象設備等が帰属する設備区分が接続会計規則別表第一（**様式第五**）の設備区分別費用明細表において独立した設備区分として整理されていない場合においては、第一種指定設備管理運営費の額は、次に掲げる式により計算することができる。この場合において、対象設備等が法定耐用年数経過後において更改されていないときは、当該対象設備等の取得固定資産価額から残存価額を減じた差額を法定耐用年数で除して得た額を控除するものとする。

2（略）

3 第二項の類似機能に係る第一種指定設備管理運営費の算定の対象となる設備の取得固定資産価額は、接続会計規則表第 **様式第一** の固定資産価額明細表の取得価額を基礎として算定された額とする。

(他人資本費用)

第十一条

1・2 (略)

3 前項の対象設備等の正味固定資産価額は、法第二十二條第五項の機能に係るものにあつては別表第二様式第一の固定資産価額明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則表第 **様式第一** の固定資産価額明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする。ただし、第八條第一項ただし書に規定する機能の対象設備等の正味固定資産価額は、接続会計規則表第 **様式第一** の固定資産価額明細表の帳簿価額及び通信量等の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定された額とする。

4 第一項の繰延資産比率、投資等比率及び貯蔵品比率は、それぞれ、接続会計規則表第 **様式第一** に記載された第一種指定設備管理部門の電気通信事業固定資産の額に対する繰延資産及び **投資等の他の資産**（第一種指定電気通信設備の管理運営に不可欠かつ、収益の見込まれないものに限る。）の額の占める比率並びに電気通信事業会計規則表第 **様式第一** に記載された固定資産の額から同様式に記載された **投資等の他の資産** の額を除いた額に対する貯蔵品の額の占める比率の実績値を基礎として算定する。

5～9 (略)

第十一條 第十一條 (略)

3 第二項の類似機能に係る第一種指定設備管理運営費の算定の対象となる設備の取得固定資産価額は、接続会計規則表第 **様式第一** の固定資産価額明細表の取得価額を基礎として算定された額とする。

(他人資本費用)

第十一条

1・2 (略)

3 前項の対象設備等の正味固定資産価額は、法第二十二條第五項の機能に係るものにあつては別表第二様式第一の固定資産価額明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則表第 **様式第一** の固定資産価額明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする。ただし、第八條第一項ただし書に規定する機能の対象設備等の正味固定資産価額は、接続会計規則表第 **様式第一** の固定資産価額明細表の帳簿価額及び通信量等の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定された額とする。

4 第一項の繰延資産比率、投資等比率及び貯蔵品比率は、それぞれ、接続会計規則表第 **様式第一** に記載された第一種指定設備管理部門の電気通信事業固定資産の額に対する繰延資産及び **投資等の他の資産**（第一種指定電気通信設備の管理運営に不可欠かつ、収益の見込まれないものに限る。）の額の占める比率並びに電気通信事業会計規則表第 **様式第一** に記載された固定資産の額から同様式に記載された **投資等の他の資産** の額を除いた額に対する貯蔵品の額の占める比率の実績値を基礎として算定する。

5～9 (略)

第十一條 第十一條 (略)

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

第一条（第十六条）（略）

（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）

第十七条 接続料規則第十一条から第十二条までの規定（第十一条第二項ただし書及び同条第五項ただし書の規定を除く。）は、設備管理部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、同条第十一条第一項中「第四条に規定する機能に係る他人資本費用」とあるのは、「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第一項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下同じ。）に係る他人資本費用」と、第四条に規定する機能に係るレートベースとあるのは、「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第一項並びに第十三条第一項中「第四条に規定する機能」とあるのは、「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第一項に規定する電気通信役務」と、同条第十一項、第二項及び第五項中「対象設備等」とあるのは、「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第二項の電気通信設備（この附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設」と、同条第二項中「法第二十三条第五項の機能に係るもの」にあつては別表第二様式第一の固定資産簿属明細表の正味固定資産簿額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続料計則別表第**様式第三**の固定資産簿属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする」とあるのは、「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第七第一の固定資産簿属明細表の正味固定資産簿額を基礎として算定された額とする」と、同条第四項中「第一種指定設備管理部門」とあるのは、「設備管理部門」と、第一種指定電気通信設備」とあるのは、「電気通信設備」と、同条第五項中「第一種指定設備昇降運賃費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）」とあるのは、「設備管理運賃費（減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。）」と、「当該機能に係る接続料」とあるのは、「当該電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関する他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金」と、同条第十二条第一項中「当該機能」とあるのは、「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第一項に規定する電気通信役務」と読み替えるものとする。

第十八条（第十九条）（略）

現行

第一条（第十六条）（略）

（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）

第十七条 接続料規則第十一条から第十二条までの規定（第十一条第二項ただし書及び同条第五項ただし書の規定を除く。）は、設備管理部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、同条第十一条第一項中「第四条に規定する機能に係る他人資本費用」とあるのは、「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第一項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下同じ。）に係る他人資本費用」と、第四条に規定する機能に係るレートベースとあるのは、「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第一項並びに第十三条第一項中「第四条に規定する機能」とあるのは、「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第一項に規定する電気通信役務」と、同条第十一項、第二項及び第五項中「対象設備等」とあるのは、「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第二項の電気通信設備（この附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設」と、同条第二項中「法第二十三条第五項の機能に係るもの」にあつては別表第二様式第一の固定資産簿属明細表の正味固定資産簿額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続料計則別表第**様式第四**の固定資産簿属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする」とあるのは、「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第七第一の固定資産簿属明細表の正味固定資産簿額を基礎として算定された額とする」と、同条第四項中「第一種指定設備管理部門」とあるのは、「設備管理部門」と、第一種指定電気通信設備」とあるのは、「電気通信設備」と、同条第五項中「第一種指定設備昇降運賃費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）」とあるのは、「設備管理運賃費（減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。）」と、「当該機能に係る接続料」とあるのは、「当該電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関する他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金」と、同条第十二条第一項中「当該機能」とあるのは、「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第一項に規定する電気通信役務」と読み替えるものとする。

第十八条（第十九条）（略）

(設備利用費の算定)

第二十条 前条第一項に規定する前年度に実際に要した基礎的電気通信業務の提供に係る設備利用部門の原価及び控除対象原価は、当該基礎的電気通信業務の販売その他の電気通信事業に属する活動（電気通信設備の管理運営を除く。）に必要な費用（接続会計規則別表第 四の設備区分別費用明細表に記載された費用に相当するものをいう。以下「設備利用費」という。）に次条の規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとする。

(他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税)

第二十一条 接続料規則第十一条から第十二条までの規定（第十一条第二項ただし書及び同条第五項ただし書の規定を除く。）は、設備利用部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、同令第十一条第一項中「第四条に規定する機能に係る他人資本費用」とあるのは、「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信業務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十一 条第一項に規定する電気通信業務（卸電気通信業務を含む。以下同じ。）に係る他人資本費用」と、第四条に規定する機能に係るレートベース」とあるのは、「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信業務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十一 条第一項並びに第十二 条第一項中「第四条に規定する機能」と、同条第二項及び第五項、第十二 条第一項並びに第十二 条第一項中「第四条に規定する機能」とあるのは、「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信業務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十一 条第一項に規定する電気通信業務」と、同令第十二 条第二項中「対象設備等」とあるのは、「設備利用部門に係る建物、土地及び施設」と、同条第二項中「法第二十二 条第五項の機能に係るもの」にあつては別表第二様式第一の固定資産届届明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第 三の固定資産届届明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする」とあるのは、「接続会計規則別表第 三の様式第三の固定資産届届明細表の帳簿価額に準じて算定された額とする」と、同条第四項中「第一種指定設備管理部門」とあるのは、「設備利用部門」と、第一種指定電気通信設備」とあるのは、「基礎的電気通信業務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第二 十条に規定する設備利用費」と、当該機能に係る接続料」とあるのは、「当該電気通信業務に関する料金並びに当該電気通信業務の提供に關し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に關する協定及び卸電気通信業務の提供に關する契約により取得する金額又は料金」と、同令第十一 条第一項中「当該機能」とあるのは、「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信業務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十一 条第一項に規定する電気通信業務」と読み替えるものとする。

(設備利用費の算定)

第二十条 前条第一項に規定する前年度に実際に要した基礎的電気通信業務の提供に係る設備利用部門の原価及び控除対象原価は、当該基礎的電気通信業務の販売その他の電気通信事業に属する活動（電気通信設備の管理運営を除く。）に必要な費用（接続会計規則別表第 四の設備区分別費用明細表に記載された費用に相当するものをいう。以下「設備利用費」という。）に次条の規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとする。

(他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税)

第二十一条 接続料規則第十一条から第十二条までの規定（第十一条第二項ただし書及び同条第五項ただし書の規定を除く。）は、設備利用部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、同令第十一条第一項中「第四条に規定する機能に係る他人資本費用」とあるのは、「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信業務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十一 条第一項に規定する電気通信業務（卸電気通信業務を含む。以下同じ。）に係る他人資本費用」と、第四条に規定する機能に係るレートベース」とあるのは、「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信業務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十一 条第一項並びに第十二 条第一項中「第四条に規定する機能」と、同条第二項及び第五項、第十二 条第一項並びに第十二 条第一項中「第四条に規定する機能」とあるのは、「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信業務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十一 条第一項に規定する電気通信業務」と、同令第十二 条第二項中「対象設備等」とあるのは、「設備利用部門に係る建物、土地及び施設」と、同条第二項中「法第二十二 条第五項の機能に係るもの」にあつては別表第二様式第一の固定資産届届明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第 三の固定資産届届明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする」とあるのは、「接続会計規則別表第 三の様式第三の固定資産届届明細表の帳簿価額に準じて算定された額とする」と、同条第四項中「第一種指定設備管理部門」とあるのは、「設備利用部門」と、第一種指定電気通信設備」とあるのは、「基礎的電気通信業務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第二 十条に規定する設備利用費」と、当該機能に係る接続料」とあるのは、「当該電気通信業務に関する料金並びに当該電気通信業務の提供に關し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に關する協定及び卸電気通信業務の提供に關する契約により取得する金額又は料金」と、同令第十一 条第一項中「当該機能」とあるのは、「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信業務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十一 条第一項に規定する電気通信業務」と読み替えるものとする。

第二十一条、第二十九条 略

第二十一条、第二十九条 略

改正案

現行

<p>別表第 1 (第 6 条関係) 法第 108 条の第 1 項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表</p> <p>(略)</p>	<p>別表第 1 (第 6 条関係) 法第 108 条の第 1 項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表</p> <p>(略)</p>
<p>注 1～3 (略)</p> <p>4 接続料規則第 11 条から第 13 条までの規定 (第 11 条第 3 項ただし書及び第 5 項ただし書の規定を除く。) は、3 における施行規則第 40 条の 3 の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、接続料規則第 11 条第 1 項中「第 4 条に規定する機能に係る他人資本費用」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第 12 条第 2 項に規定する電気通信役務 (即ち電気通信役務を含む。) に係る他人資本費用」と、「第 4 条に規定する機能に係るレートベース」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第 12 条第 2 項に規定する電気通信役務に係るレートベース」と、同条第 2 項及び第 5 項、第 12 条第 1 項並びに第 13 条第 1 項中「第 4 条に規定する機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第 12 条第 2 項に規定する電気通信役務」と、同令第 11 条第 2 項及び第 3 項中「対象設備等」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備、附属設備並びに土地及び施設」と、同条第 3 項中「法第 33 条第 5 項の機能に係るもの」にあつては別表第 3 様式第 2 の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続料規則別表第 2 様式第 3 の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする」とあるのは「接続料規則別表第 2 様式第 3 の固定資産帰属明細表の帳簿価額に準じて算定された額とする」と、同条第 4 項中「第一種指定設備管理部門」とあるのは「設備管理部門及び設備利用部門」と、「第一種指定電気通信設備」とあるのは「設備管理部門及び設備利用部門」と、同条第 5 項中「対象設備等の第一種指定設備管理運営費」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る営業費用」と、「当該機能に係る接続料」とあるのは「当該電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に關する他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に關する契約により取得する金額又は料金」と、同令第 12 条第 1 項中「当該機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第 12 条第 2 項に規定する電気通信役務」と読み替えるものとする。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>注 1～3 (略)</p> <p>4 接続料規則第 11 条から第 13 条までの規定 (第 11 条第 3 項ただし書及び第 5 項ただし書の規定を除く。) は、3 における施行規則第 40 条の 3 の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、接続料規則第 11 条第 1 項中「第 4 条に規定する機能に係る他人資本費用」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第 12 条第 2 項に規定する電気通信役務 (即ち電気通信役務を含む。) に係る他人資本費用」と、「第 4 条に規定する機能に係るレートベース」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第 12 条第 2 項に規定する電気通信役務に係るレートベース」と、同条第 2 項及び第 5 項、第 12 条第 1 項並びに第 13 条第 1 項中「第 4 条に規定する機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第 12 条第 2 項に規定する電気通信役務」と、同令第 11 条第 2 項及び第 3 項中「対象設備等」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備、附属設備並びに土地及び施設」と、同条第 3 項中「法第 33 条第 5 項の機能に係るもの」にあつては別表第 3 様式第 2 の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続料規則別表第 2 様式第 4 の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする」とあるのは「接続料規則別表第 2 様式第 4 の固定資産帰属明細表の帳簿価額に準じて算定された額とする」と、同条第 4 項中「第一種指定設備管理部門」とあるのは「設備管理部門及び設備利用部門」と、「第一種指定電気通信設備」とあるのは「設備管理部門及び設備利用部門」と、同条第 5 項中「対象設備等の第一種指定設備管理運営費」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る営業費用」と、「当該機能に係る接続料」とあるのは「当該電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に關する他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に關する契約により取得する金額又は料金」と、同令第 12 条第 1 項中「当該機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第 12 条第 2 項に規定する電気通信役務」と読み替えるものとする。</p> <p>5・6 (略)</p>

改正案	現行
<p>別表第 10 (第 19 条関係) 設備利用部門の基礎的電気通信役員明細表 (略)</p> <p>注 1・2 (略)</p> <p>3 基礎的電気通信役員と基礎的電気通信役員以外の電気通信役員とに關連する原価については、電気通事業会計規則別表第 2 様式第 13 に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役員に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる關連を有する事業又は役員に整理することができる。</p> <p>4 一の基礎的電気通信役員と他の基礎的電気通信役員とに關連する原価については、電気通事業会計規則別表第 2 様式第 13 に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役員に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる關連を有する事業又は役員に整理することができる。</p> <p>5 控除対象原価と控除対象原価以外の原価とに關連する原価については、電気通事業会計規則別表第 2 様式第 13 に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役員に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる關連を有する事業又は役員に整理することができる。</p>	<p>別表第 10 (第 19 条関係) 設備利用部門の基礎的電気通信役員明細表 (略)</p> <p>注 1・2 (略)</p> <p>3 基礎的電気通信役員と基礎的電気通信役員以外の電気通信役員とに關連する原価については、電気通事業会計規則別表第 2 様式第 16 に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役員に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる關連を有する事業又は役員に整理することができる。</p> <p>4 一の基礎的電気通信役員と他の基礎的電気通信役員とに關連する原価については、電気通事業会計規則別表第 2 様式第 16 に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役員に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる關連を有する事業又は役員に整理することができる。</p> <p>5 控除対象原価と控除対象原価以外の原価とに關連する原価については、電気通事業会計規則別表第 2 様式第 16 に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役員に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる關連を有する事業又は役員に整理することができる。</p>

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十年三月三十一日以前に終了する事業年度に係る財務諸表及び接続会計報告書等については、この省令による改正後の電気通信事業会計規則及び第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 平成二十一年三月三十一日以前に終了する事業年度に係るこの省令による改正後の電気通信事業会計規則別表第二様式第14の表特定電気通信役務以外の指定電気通信役務の欄については、FTTHアクセスサービスの欄及びその他の欄の記載を省略することができる。